

第 21 回検討会で提案した室内空气中化学物質の指針値案に関する経緯と方針（案）について

1. 経緯

- 本検討会では、平成 26 年 3 月～29 年 4 月にかけて、室内空气中化学物質の指針値を設定または改定する候補物質に関する検討を実施してきた。
- それにより、現在指針値の定められていない 3 物質（以下、「新規 3 物質」という。）の指針値案と、既に指針値の定められている物質のうち 4 物質（以下、「既存 4 物質」という。）の改定案を提案した。
- 平成 29 年 6 月 5 日～7 月 4 日にパブリックコメントを実施したところ、指針値の設定に対して多方面より多数の意見が寄せられた。
- パブリックコメント等で寄せられた主な意見としては次のとおり。（詳細は資料 1 - 2 参照）
 - ① 新規 3 物質について、
 - ・ ヒトに対する影響評価の検証が十分であるか疑義がある
 - ・ 海外の状況等を考慮してほしい
 - ・ 他に代替物がない
 - ・ 現実的に室内空气中濃度を管理するのが困難
 - ② 既存 4 物質のうち、エチルベンゼンについて、
 - ・ 海外の状況等を考慮してほしい
 - ・ 現実的に室内空气中濃度を管理するのが困難

2. 今後の方針（案）（資料 1 - 2 参照）

（1）新規 3 物質について

- 指針値設定の候補となる新たな化学物質の選定基準については、平成 25 年の第 17 回検討会において参考資料 2 のとおり了承されており、その選定基準に基づいて選定された物質からさらに詳細情報を収集できた 3 物質について、新規に指針値案を提案したところである。
- しかし、その新規 3 物質の指針値案については、①より広範な科学的データに基づき検討してほしい、②室内空气中濃度の管理や代替可能物質の選定が困難であるなど、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見及び技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性があるとのパブリックコメント等の意見を踏まえ、指針値設定を改めて検討する必要があると、行政側としては判断した。
- そのため、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集

積し、国際動向も踏まえながら、指針値の設定について再検討することとしたい。

(2) 既存4物質について

- 現行の指針値は本検討会の中間報告書（最新：平成14年2月8日第8回～第9回のまとめ）に定められているところだが、指針値の設定から長期間経過していることから、最新の有害性等情報を検討したところ、従来の指針値を再検討する必要性のある物質として、既存4物質が選定されたものである。
- この既存4物質のうち、エチルベンゼンについては、これまでの指針値改定案において、LOAELで評価していたが、海外のリスク評価においてNOAELで評価しているものもあるとのパブリックコメント等の意見を踏まえ、指針値改定案を再検討することとしたい。
- 一方で、残りの3物質については大きな反対意見等が無かったことから、案どおりの指針値改定を行うこととしたい。（資料2参照）

(3) その他

今回の方針に基づいた指針値（案）（資料2）について、再度パブリックコメントを行い、寄せられた意見について、次回検討することとしたい。